

令和4年度第1回岡山県環境審議会大気部会 議事概要

(開催要領)

- 1 開催日時：令和4年8月26日（金） 10：00～10：50
- 2 場 所：オンライン会議（Zoom会議）
- 3 出席者：
 - 委員（五十音順。敬称略）
 - 有元佐賀恵、勝山博信、末石芳巳、高橋正徳、野沢徹／計5名
 - 事務局（県）
 - 環境管理課長、環境管理課副課長、総括主幹（大気保全班長）、事務局職員
奈義町職員/計5名

| | |
|---------|---|
| 議 題 | 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について |
| 会議資料 | 別添資料のとおり |
| 概 要 | |
| 事務局説明 | （大気保全班長が資料に基づき説明） |
| -委員意見等- | |
| 委 員 | 奈義町では、どれくらい畜産農業を行っているのか。また、畜産農業を行っている地域はどこにあるのか。例えば、町の境界の地域に多いのであれば、他の影響が考えられる。 |
| 事務局 | 2020年農業センサスによると、奈義町内の畜産農業の経営体は、26経営体ある。 |
| 奈義町 | 奈義町では、主に奈義ビーフを中心とした肉用牛が多いが、その他養豚場、養鶏場など町内全域に点在している。 |
| 委 員 | 養牛がメインだが、その他養鶏などあるため、少し基準を厳しめに設定しているということによいか。 |
| 事務局 | 奈義町には様々な業種があること、地元の意見等を踏まえて厳しめの数値としたいという奈義町の意向もあり、畜産農業の中で一番厳しい臭気指数14と設定している。 |
| 委 員 | 現在、悪臭による問題は発生していないのか。 |
| 奈義町 | 養豚について月に数件苦情が寄せられている。 |
| 委 員 | 施行は令和5年1月を予定しているが、施行までの苦情への対応は大丈夫なのか。 |
| 奈義町 | 令和5年1月に、規制が開始されることについては、町民や事 |

| | |
|-----|---|
| | 業者へ事前に説明をしており、令和5年1月まで待つていただくよう周知している。 |
| 事務局 | <p>手続としては、資料3のスケジュールが最短のものと考えている。通常、事業者等への周知が長期間となる場合もあるが、奈義町では事前に住民や事業者へ丁寧に周知を行っており、告示の改正から2カ月後の施行でも問題ないと考えている。</p> |
| 委員 | <p>特定悪臭物質濃度と臭気指数の規制の2つの規制があるが、アンモニアの特定悪臭物質濃度の規制は必要ないのか。</p> <p>また、悪臭規制のあらましでは、臭気指数の臭気強度は3段階しかなく、特定悪臭物質の臭気強度は7段階あるが、その違いはなにか。</p> |
| 事務局 | <p>悪臭防止法では、悪臭の規制基準は、特定悪臭物質濃度又は臭気指数のどちらか一方で規制することとされている。奈義町は臭気指数で規制するため、アンモニアなどを特定悪臭物質濃度により重複して規制を行うことはできない。また、臭気指数は臭いを総体で規制するため、アンモニアを含む広い範囲で規制が可能であること、複数の臭いが混ざり臭気が増した場合など、様々な場合に対応できるため、今回は臭気指数の規制を考えている。</p> <p>悪臭規制のあらましの表22、23では、臭気指数の臭気強度は3段階、特定悪臭物質の臭気強度は7段階と記載があるが、悪臭防止法では、臭気強度の2.5～3.5の範囲で規制基準を定めることとされており、特定悪臭物質と臭気指数で、定めることのできる範囲は同じである。</p> |
| 委員 | <p>予定しているスケジュールで規制した場合は、奈義町の畜産農家での対策は間に合うのか。</p> |
| 事務局 | <p>奈義町では、畜産農家を対象とした勉強会を去年と今年実施するなど、これまで事業者への周知を積み重ねた上での規制開始であり、スケジュールでは審議会からの施行まで短い期間となっているが、事務局としては問題ないと考えている。</p> |